

法人本部

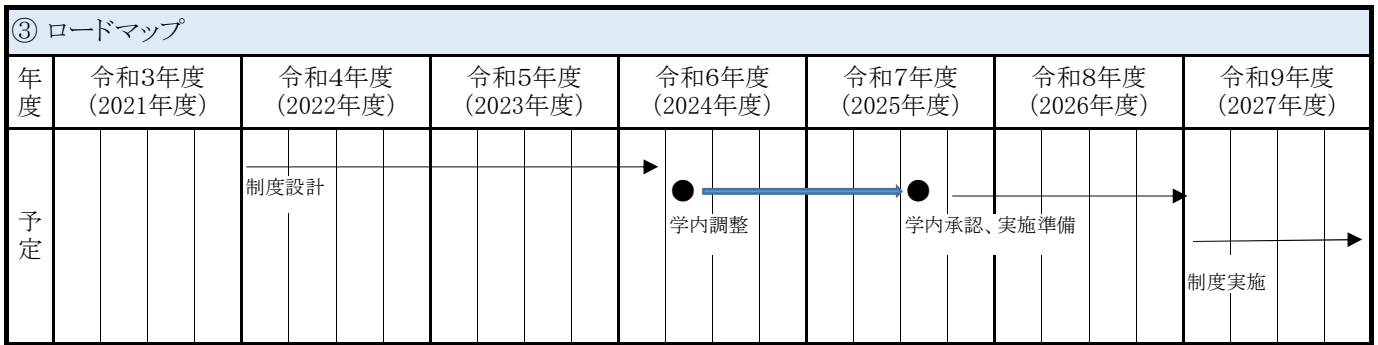
企画課管理用 管 ー A ー 6

推進主体	総務部総務課
責任者	総務部長

分類			実施計画	開始年度	完了年度	将来的な継続
管	ー	A	法務関連業務の強化	令和 4 年度	令和 9 年度	あり(予定)

① 目的・内容  
学校を取り巻く環境が激しく変化する中、様々な法律問題が急増しているため、法務関連業務の体制を強化する。

② 到達目標(数値目標/定性目標) ※数値目標を設定できない計画は、定性目標を設定すること。  
訴訟対応等の法律事案を始め、契約関係書類のリーガルチェック、法人内部規程と法令との整合性確認等、学園のニーズに即した法務関連業務の強化について検討する。



④ 数値目標の詳細 ※設定できない計画については記載不要。

指標の名称		指標の定義(計算式/説明)					
1	法務関連業務の体制整備	制度実施率					
	直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標	-	-	-	-	-	-	80%
実績	-	-	-	-	-	-	-
2							
	直近	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
目標							
実績							

⑤ 実施計画／実施報告		
年度	実施計画	実施報告／今後の課題
令和4年度 (2022年度)	法務関連業務については、専門的な知識や資格を持たない職員が担当し、必要に応じ学外の顧問弁護士に相談しているが、現在の体制では、学内で増えつつある法務関連の事案に迅速かつ的確に対応することが難しい。このため、学内のニーズ及び他学園の状況を調査し、本院が目指すべき法務関連業務の体制について検討する。	本院が目指すべき法務関連業務の体制について検討すべく、他学園の状況及び今後の展望をヒアリングした。ヒアリングの結果、各学園ともに本院と同様の課題認識はあるものの、法務専門職として職員を採用している学園はなく、また、契約書や規程については専門職でない職員が対応し、訴訟対応等は顧問弁護士に相談するといった、本院と同程度の状況であることが確認できた。 調査結果を踏まえ、今後は本院が目指すべき体制について、実現可能な具体的改善策を検討する必要がある。
令和5年度 (2023年度)	令和4年度の他学園へのヒアリングで得られた、 ・法科大学院修了者や法学部出身者(企業法務部門での実務経験者など)を法務関連業務の担当に充てる ・「規程整備委員会」といった学内組織を立ち上げるなどの具体的な事例を参考としつつ、本院が目指すべき体制について検討を開始する。	法務関連業務を強化する手段を検討した結果、①「顧問弁護士のさらなる活用」②「法務担当部署の設置」の2つが候補に挙がった。このうち、ニーズを補完するには②がより効果的と考えられる一方で、これを実現するために生じる業務及び財政上の負荷は避けられず、現在の体制でもある程度の運用ができて以上、②が急務であるとまでは言い難い状況である。このため、現在取りうる最も有効な手段として、まずは①に着手し、その結果(相談件数の推移等)によって、以後の方針を更に検討していくこととして、年度内に法人内の同意を得る予定である。
令和6年度 (2024年度)	「顧問弁護士のさらなる活用」に向けた対策を行い、その経過を確認する。 具体的には、現在一定のハードル(利用しづらさ)を感じさせている顧問弁護士について、その認識をやわらげる取組として、顧問弁護士への相談依頼書・報告書の様式の見直しと、相談ガイドラインの作成・周知を行う。相談ガイドラインについては、顧問弁護士の要望も取り入れることで、相談者と顧問弁護士双方のやり取りを円滑にすることも目指す。これを公開し、その反応に応じて以後の方針を検討していく。	「顧問弁護士のさらなる活用」に向けた施策として、①顧問弁護士への相談ガイドラインの作成、②顧問弁護士への相談報告書の廃止を行った。今年度4月1日より運用を開始し、11月末時点で相談件数が昨年度比156%(昨年同時期比)と大幅に増加している。これは、事案そのものの増加だけではなく、前述の施策により、相談に対する心理的な障壁が減少したためと考えられる。 また、運用開始後のブラッシュアップとして、顧問弁護士契約の職務範囲を超えた場合の追加費用を総務課負担とすることで、各部署の手続きの負担軽減を図った。
令和7年度 (2025年度)	令和6年度の実施に一定の効果が認められたことから、顧問弁護士への相談について潜在的なニーズがあると考えられるため、引き続きこの施策を維持しつつ、現状維持でよいか、更なる施策を検討する必要があるかを検証する。 一方で、令和6年度に実施した施策の目標は、ルールに則った適切な運用により相談者の負担を減らすことであり、むやみに相談件数を増やすことは本意ではないため、適宜顧問弁護士へのヒアリングも行い、持続可能な施策となるよう改善に努める。	顧問弁護士への相談件数は年々増加しており、11月末時点で、令和7年度は令和5年度の2倍の件数であった。 多様な相談がなされることは紛争の未然防止につながっていると考えられるため、引き続き顧問弁護士を活用することとして、次年度に向け顧問弁護士からの要望事項をガイドラインに追記した。また、本院と規模の近い4学園においても、弁護士事務所等の顧問契約は1～2箇所であることを確認した。 顧問弁護士相談は概ねルールに則って適切に運用され、軌道に乗っていることから、現状新たな施策を必要とする状況にはないと考えている。
令和8年度 (2026年度)	令和5年度～令和7年度の3年間の相談内容等を集計・分析し、傾向や課題を明らかにするとともに、院内への再周知を行い、制度やルールの定着を図る。	